

# 大網ロータリークラブ

## Club Weekly Bulletin



- クラブ創立：2000年1月13日
- 例会日：水曜日（12：30～13：30）
- 例会場：中部コミュニティセンター  
TEL 0475-73-3337 FAX 0475-73-4360
- 事務所：〒299-3251  
大網白里市大網450-6 ユアサビル2階  
TEL 0475-70-0200 FAX 0475-70-0220
- 会長：小高 徹 幹事：高山 義則
- 広報・公共イメージ向上委員会  
委員長 高野 祐二・会報担当 石田 英世

2022年9月28日(水)  
第24巻第 10号

通巻第997号

<http://www.oamirotary.com>  
E-mail : rc@oamirotary.com



### 本日の例会

点 鐘 会長 小高 徹  
ソング 手に手つないで  
会長挨拶 会長 小高 徹  
幹事報告 幹事 高山 義則  
プログラム  
ガバナー補佐訪問

### ニコニコBOX

齋藤 幸男 会員  
誕生祝い有難うございました。  
星野 実 会員  
誕生祝い有難うございました。  
高野 祐二 会員  
嫁の誕生日祝い有難うございました。

例会日	9月14日	8月24日
会員数	31	31
出席	16	14
欠席	15	17
M U	2	1
免除	8	8
出席率	83.87	74.19

## 会長挨拶

小高 徹 会長



皆さんこんにちは。

ここ数日間、朝夕過ごしやすい日が続いてありますが、この一週間いかがお過ごしでしたでしょうか。

さて、本年度の活動報告書がようやくまとまり、本日皆様方にお渡しする事ができました。本来であれば、小倉年度から引継ぐ前に、

計画、立案しなければいけないところではありますが、何ゆえ何事も未熟の日々、考えている事と、行動が伴わず、本日にになりました。また、計画書作成にあたり、高山幹事、板倉孝雄会計、事務局の椎名さん、そして、計画書の校正から印刷までを引き受けていただきました石田会員、そして各委員長にご協力いただきました事、ここに御礼申し上げます。ありがとうございました。

年度が変わりましてから、2ヶ月半が過ぎましたが、コロナ過の影響もあり、例会に出席されていない会員もおりますが、皆様にご協力いただき、これからも頑張りますので宜しくお願い致します。

さて、気になるニュースが入ってきました。アメリカ・ニューヨーク州は、9日、子供がかかると手足に麻痺をおこすことのある病気、ポリオ (POLIO) の感染拡大するおそれがあるとして緊急事態宣言を出しました。

ニューヨークでは、今年7月約10年ぶりにポリオ感染者が確認され、その後の調査では、州内の下水からポリオウィルスが検出されていました。

今月9日までに、さらに別の場所の下水サンプルからポリオウィルスが検出された事を受けて、ニューヨーク州のオークル知事は、緊急事態宣言を出しました。下水からウィルスが検出された場所では、ワクチン接種率が60%前後の地区もあり、州の保険当局は、接種率90%以上を目指してワクチン接種を呼びかけています。との事です。

ロータリークラブの長年のポリオ撲滅は、あと少しと目標に掲げているところであり、10月24日は、世界ポリオデーです。

今後の動向を見守って行きたいと思っております。



10/9 (日) 地区大会 2日目

清宮建治会員が地区大会にて表彰されます。当日は表彰受付にて受付を行って下さい。表彰席をご用意しております。

会員夫人 9月誕生祝い



高野 祐二 会員 夫人  
高野 知子 様

今年度寄付者

<米山功労認証者>

- 板倉 達夫 会員
- 石田 英世 会員
- 清宮 建治 会員

<マルチプル PHF 認証者>

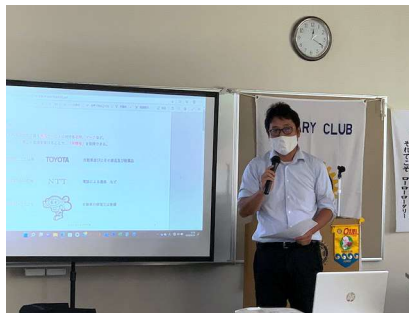
- 板倉 孝雄 会員
- 小高 徹 会員
- 関谷 清一 会員
- 清宮 満巖 会員

<ポリオ・プラス認証者>

- 清宮 建治 会員

☆月信 11月号掲載予定

皆様のご協力に感謝申し上げます。



「商標について」

商標

- ・自身の事業で取り扱う商品サービスに付ける名称、マークなど。
- ・特許庁に出願して登録を受けることで、「商標権」を取得できる。

登録第 1112194 号 **TOYOTA** 自動車並びにその部品及び附属品

登録第 1955387 号 **NTT** 電話による通信 など

登録第 5407615 号  自動車の修理又は整備

どのような名称、マークであれば、「商標権」として登録できるのか。

- ・ありふれた名称、マークではないこと。例) 商品「りんご」 名称「APPLE」
- ・紛らわしい名称、マークではないこと。例) 商品「野菜」 名称「〇〇ポテト」
- ・他人が既に使用している有名な名称、マークに類似しないこと。
- ・他人が既に登録している名称、マークに類似しないこと (早い者勝ち)。

「商標権」を取得するとどうなるのか。

- ・5年又は10年ごとに登録料を特許庁に支払わなければならない。
- ・他人が、同じような商品サービスに同じような名称、マークを付けて事業を行っていた場合、その名称、マークの使用中止を請求できる (差止請求)。
- ・他人の使用によって損害が発生した場合、その賠償を請求できる (損害賠償請求)。

商品サービスに名称、マークを付けることは、「商標権」がなくても可能。

それではなぜ、「商標権」を取得するのか。

- ・自身の名称、マークを付けた商品サービスが有名になった場合、その名称、マークを真似して粗悪な商品サービスを提供する他人が現れる可能性がある。

⇒差止請求 損害賠償請求

- ・自身の商品サービスに付けた名称、マークを安心して使用し続けることができる。

⇒安定した事業継続

- ・自身の名称、マークが有名になることで、「商標権」そのものの価値が高まる。

⇒ブランド価値の創出

・登録第 5147866 号 i P h o n e 携帯電話 など

商標権者 アイホン株式会社 出願日 2006年9月19日

・登録第 5147917 号 i P h o n e

おもちゃの携帯電話 など

商標権者 アップル インコーポレイテッド

出願日 2008年1月15日

